

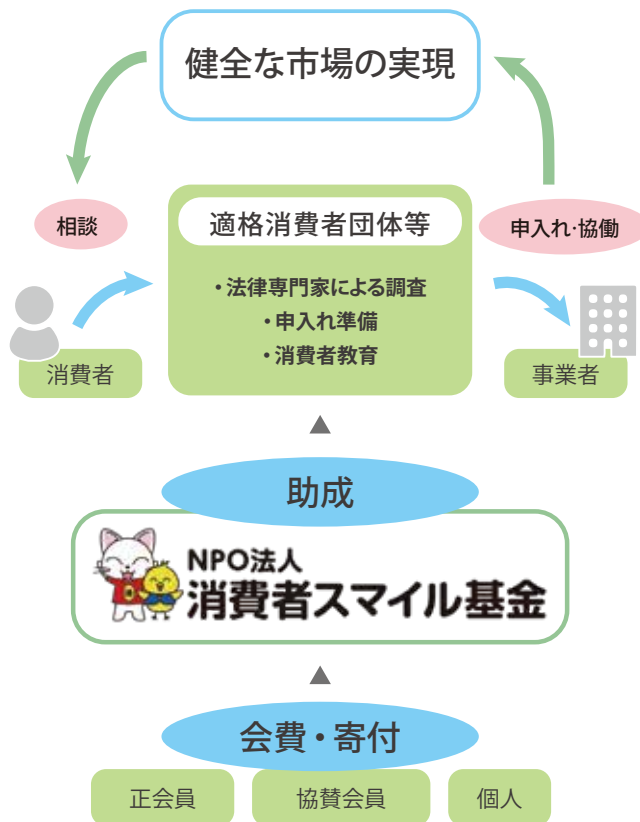
## 消費者スマイル基金の事業内容

### ① 各種助成

- ・消費者被害拡大防止のため、差止請求を行う団体への助成
- ・消費者被害回復のために、活動する団体への助成
- ・相談業務を行っている団体への助成

### ② 消費者政策についての情報提供や消費者教育、啓発

## 消費者スマイル基金の仕組み

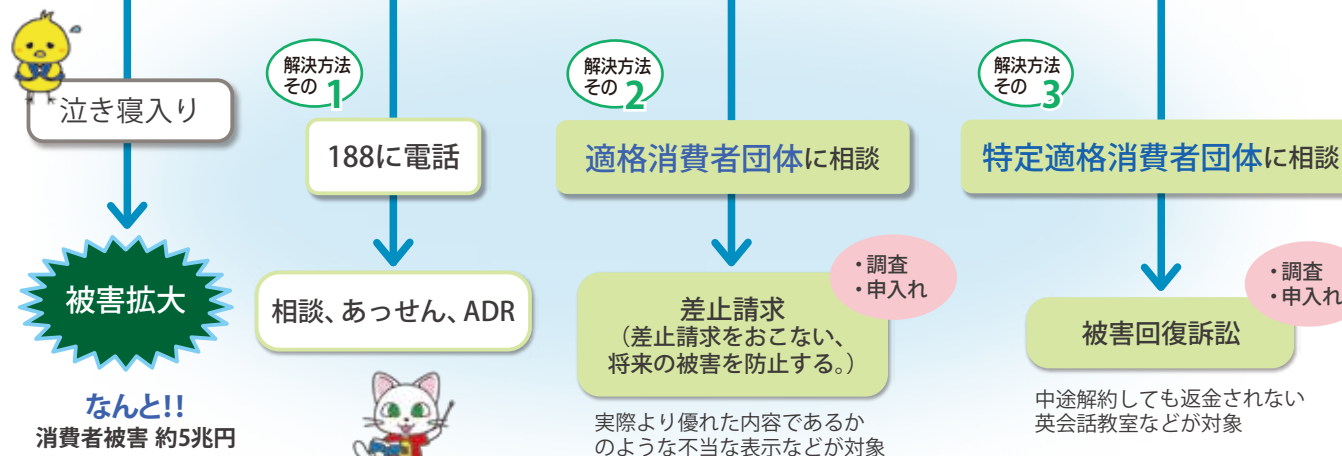


たとえば

『布団のモニター商法で、高い布団を買わされてしまった!』

「布団を買ってモニター会員になれば、購入金額以上のモニター料を払います!」といわれ、分割払いのクレジットで高級布団を買いました。しかし、数か月後にはモニター料が支払われなくなり、業者とも連絡がつかなくなりました。

あなたが、消費者トラブルに巻き込まれたら!?



消費者スマイル基金は解決方法その2、その3に対して助成を行います!

助成先が行った申し入れ・要請・問い合わせ等の活動の結果として



定期継続購入の契約なのに、お試しの特別価格で1回のみで購入だと誤認させるような表示の中止を求めた。

お試し価格の表示を中止させた。



予備校を中途退学した時の納入済みの学費や講習会をキャンセルした時の受講料を返金しないという入学要項の変更を求めた。

いずれの場合も返金の対応をすることとなった。



建築請負契約約款のうち、消費者側に一方的に不利な内容について是正を申し入れた。

約款が改善され、返金された。

裁判外の解決が9割を占めます!